平成２９年第１回羅臼町議会定例会（第１号）

平成２９年３月９日（木曜日）午前１０時開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長行政報告
日程第　５　議案第２４号　工事請負契約の一部変更について
日程第　６　議案第　１号　平成２８年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第　７　議案第　２号　平成２８年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程第　８　議案第　３号　平成２８年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
日程第　９　議案第　４号　平成２８年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第１０　議案第　５号　平成２８年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
日程第１１　町長・教育長行政執行方針

○出席議員（１０名）

議　長	１０番	村山修一君	副議長	９番	佐藤　晶君
	１番	加藤　勉君		２番	田中　良君
	３番	髙島譲二君		４番	宮腰　實君
	５番	小野哲也君		６番	坂本志郎君
	７番	松原　臣君		８番	鹿又政義君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者

町長	湊屋　稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山﨑　守君	監査委員	浦﨑頼男君
企画振興課長	川端達也君	まちづくり課長	平田　充君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田　靖君

環境生活課長	堺　　昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	大沼良司君
学務課長補佐	福田一輝君	公民館長	石田順一君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	次長	上部健太君

午前１０時００分　開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君）　おはようございます。定刻になりましたので、これから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は１０人です。定足数に達しておりますので、平成２９年第１回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定によって、５番小野哲也君及び６番坂本志郎君を指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村山修一君）　日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から３月１６日までの８日間とし、会議規則第９条第１項及び議案審査により、３月１１日から３月１５日までの５日間は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から３月１６日までの８日間とし、会議規則第９条第１項及び議案審査により、３月１１日から３月１５日までの５日間は休会とすることに決定しました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（村山修一君）　日程第３　諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第４　町長行政報告

○議長（村山修一君）　日程第４　町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋　稔君）　おはようございます。第１回羅臼町議会定例会に議員皆様の御出席をいただきましたこと、心より感謝を申し上げたいと思います。本日より八日間の会期でございますので、この間、十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

お許しをいただきましたので、４件の行政報告をさせていただきます。

１件目は、ふるさと納税の申し込み状況についてであります。

平成２８年度のふるさと納税は、４月以降、返礼品の数を少しずつふやし、町内２１事業所より１５８品の特産品を返礼品として提供していただき、平成２９年３月７日現在、１万8,０５８件、２億6,６０７万8,７４１円の寄附申し込みがありましたので御報告申し上げます。今後も、知床羅臼産特産品のＰＲと安定したまちづくりの財源確保に努めてまいります。

２件目は、知床らうす国保診療所の専門外来の充実についてであります。

このたび、社会医療法人孝仁会より、本年４月から専門外来診療の日程等について報告をいただきました。特に、これまで御不便をおかけしてきておりました整形外科の充実を図っていただきましたことに感謝を申し上げるところでございます。なお、４月以降の専門外来診療は、脳神経外科が月２回、循環器内科、皮膚科、婦人科がそれぞれ月１回、整形外科が月２回の診療日を設けていただくことになりますので、改めて報告をさせていただきます。

３件目は、日ロ共同経済活動についてであります。

昨年１２月の日ロ首脳会談において合意されました日ロ共同経済活動に関しまして、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会の要望をまとめ、３月７日から８日にかけて、１市４町の首長、議長、商工会長、漁協組合長の合同で、関係省庁や国会議員へ要請活動を行ってまいりました。内容につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

４件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元の資料にありますとおり、昨年同期と比べ、数量で４０．６％、金額で２５．８％の減少となっております。主な原因というのは、全体的に漁獲量が減っているということであります。また、急激に漁獲量が減ったために価格が高騰した昨年よりも、ウニなどを除き、全体的に単価が下がっております。これが、魚市場の価格の反動として今後の春漁に大きな影響が出ないことを祈っております。いずれにしましても、全体的に資源が減少

しているのは明白でありますので、漁協や買受人や加工業者とも現状認識を共有し、問題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長（村山修一君）　これで、行政報告は終わりました。

◎日程第　５　議案第２４号　工事請負契約の一部変更について

◎日程第　６　議案第　１号　平成２８年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

〇議長（村山修一君）　日程第５　議案第２４号工事請負契約の一部変更について及び日程第６　議案第１号平成２８年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（湊屋　稔君）　議案書の１０２ページをお開き願います。議案第２４号工事請負契約の一部変更について及び議案第１号平成２８年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算であります。また、この後予定されております議案第２号から議案第５号までの各特別会計、水道事業会計の補正につきましては、副町長を初め各担当課長に説明をさせますので、御審議、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長（村山修一君）　副町長。

〇副町長（鈴木日出男君）　議案の１０２ページをお願いいたします。

議案第２４号工事請負契約の一部変更について。

羅臼町立知床未来中学校建設建築工事主体工事契約の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

議案につきましては、７月２８日、第２回臨時会におきまして工事請負契約の締結の議決をいただいたところでございますが、１４億９，０４０万円から１４億６，９４５万８，８００円に変更するものでございまして、変更理由といたしましては、杭工事において汚泥が発生しなかったために、その汚泥の運搬及び処理がなくなったということの減額となったものでございます。

次に、議案の１ページをお願いいたします。

議案第１号平成２８年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成２８年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，８６２万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２億５，２３３万８，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条は、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

第３条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表、繰越明許費」による。

第４条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第４表、地方債補正」による。

２ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

１１款分担金及び負担金、１１４万９，０００円を減額し３，８５７万８，０００円。

１項分担金、１１４万９，０００円を減額し４６０万１，０００円。内容につきましては、道営草地改良事業の受益者負担金分の事業確定に伴う減額でございます。

１３款国庫支出金、１，７７８万７，０００円を追加し２億６，２５２万６，０００円。

１項国庫負担金、６１９万１，０００円を追加し１億６，４３１万９，０００円。主な内容といたしましては、障害者の介護訓練等の給付費の負担金５５７万８，０００円の追加、児童手当負担金の確定に伴う２０４万７，０００円の減額、知床未来中学校建設費補助金２３１万円の追加が主な内容でございます。

２項国庫補助金、１，１５９万６，０００円を追加し９，５５７万円。内容につきましては、合併処理浄化槽の設置補助金の確定による１４２万３，０００円の減額、あるいは、中学校建設事業補助金１，３０１万９，０００円の追加が主な内容でございます。

１４款道支出金、３７６万９，０００円を追加し１億６，０７４万９，０００円。

１項道負担金、７５万２，０００円を追加し８，０５７万５，０００円。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴います１６４万１，０００円の減額、児童手当負担金の確定に伴います５７万１，０００円の減額、障害者介護訓練等の給付負担金の追加で２７８万９，０００円が主な内容でございます。

２項道補助金、３０１万７，０００円を追加し６，５６９万１，０００円。内容につきましては、子ども・子育て支援給付金の３９６万７，０００円の追加、海岸の漂着物の対策補助金として１，０８０万円の減額でございます。

１６款１項寄附金、２５４万４，０００円を減額し２億４，６６４万９，０００円。２団体より善意の寄附１１７万５，０００円の追加、あるいは、水産関係で、漁港修築事業の事業確定に伴います漁協からの寄附金３７１万９，０００円の減額が主な内容でございます。

１７款１項基金繰入金、５，３２０万５，０００円を減額し２億４，０８９万４，０００円。これにおきましては、文教施設整備基金の繰り入れ減額でございまして、補助金ある

いは起債等の充当によりまして財源調整を図ったものでございます。
１８款１項繰越金、８８１万６，０００円の減額でございます。今般の補正の財源を前年度繰越金に求めているものでございます。
１９款諸収入、８００万円を追加し３，３９７万８，０００円。
３項雑入、８００万円を追加し３，３５７万６，０００円。内容につきましては、後期高齢者広域連合に派遣しております職員の給与費の負担金を受けるものでございます。
２０款１項町債、２，２４７万１，０００円を減額し３億３，７９９万８，０００円。それぞれ、事業費の確定による減額でございます。
歳入合計、５，８６２万９，０００円を減額し４２億５，２３３万８，０００円となるものでございます。
歳出でございます。
２款総務費、１７万３，０００円を減額し８億７，５７０万円。
１項総務管理費、１７万３，０００円を減額し８億３，５８９万７，０００円。主な内容といたしましては、善意の寄附採納による１１７万５，０００円の追加、職員派遣研修旅費等による５３万１，０００円の追加、消防事務組合負担金決算見込みによる８４万５，０００円の減額、北方領土啓発事業の国の交付金の充当により額が確定したことによる１００万６，０００円の減額等が主な内容でございます。
３款民生費、９１８万８，０００円を追加し５億５，５８５万円。
１項社会福祉費、１，２６８万８，０００円を追加し４億６，６７５万円。主な内容といたしましては、障害者自立支援に係る給付金等の１，３６１万３，０００円の追加、特別会計繰出金の決算見込みによる１７５万１，０００円の減額等が主な内容でございます。
２項児童福祉費、３５０万円を減額し８，９０１万５，０００円。内容といたしましては、事業手当の支給が確定に伴う減額でございます。
４款衛生費、１，５６０万２，０００円を減額し６億７，７０６万１，０００円。
１項保健衛生費、１，０２４万４，０００円を減額し２億８，７３３万４，０００円。内容につきましては、特別会計の繰出金の確定に伴う６０１万円の減額、合併処理浄化槽設置費の確定に伴う５５４万円の減額、各種検診委託料８６万円の追加が主な内容でございます。
３項清掃費、５３８万５，０００円を減額し３億８，３５９万７，０００円。内容につきましては、根室北部衛生組合、廃棄物処理広域連合負担金確定に伴う減額でございます。
５款農林水産業費、９５８万７，０００円を減額し１億１，９２７万７，０００円。
１項農業費、１１４万９，０００円を減額し３，０３２万８，０００円。道営草地改良事業の確定に伴う減額でございます。
３項水産業費、８４３万８，０００円を減額し７，１３８万５，０００円。これにつきましては、松法漁港の改修事業負担金の確定に伴う減額でございます。
６款１項商工費、１１４万７，０００円を減額し８，２４７万３，０００円。温泉井戸の

浚渫委託業務の確定に伴う減額でございます。

８款教育費、２，１９５万８，０００円を減額し５億９，５４０万５，０００円。

１項教育総務費、３，４００万８，０００円を追加し７，３３４万４，０００円。教職員住宅の建築工事費の追加でございます。

３項中学校費、５，５９６万６，０００円を減額し２億８，９４３万４，０００円。これにつきましては、知床未来中学校設計委託料、工事管理委託料の落札減によるもの、あるいは工事費の減額によるものでございます。

１０款１項職員費、１，９３５万円を減額し８億６０３万９，０００円。それぞれ、職員費の支出確定に見込む減額でございます。

歳出、合わせて５，８６２万９，０００円を減額し４２億５，２３３万８，０００円でございます。

４ページをお願いいたします。

第２表、継続費補正でございます。変更でございます。

教育費に係るものでございまして、８款教育費１項教育総務費、教職員住宅建設事業費３，９１８万４，０００円を４，２８２万３，０００円に変更するものでございます。それに伴いまして、年度別の年割額、２８年度、３，５８２万３，０００円、２９年度、ゼロ円、３０年度、７００万円に、それぞれ変更するものでございます。

３項知床未来中学校の建設事業費、２１億３，６３７万９，０００円から１９億８，３４８万８，０００円に変更し、それぞれ、年割額、２８年度、２億５，２１３万１，０００円、２９年度、１６億５，５７９万５，０００円、３０年度、７，５５６万２，０００円に、それぞれ変更となるものでございます。

次に、知床未来中学校外構工事事業、４億７，３４０万４，０００円を４億７，７１１万５，０００円に変更するものでございます。あわせて、年割額、２８年度、７６６万８，０００円、２９年度、１億９，２２８万１，０００円、３０年度、２億７，７１６万６，０００円に変更となるものでございます。それぞれ、発注等による変更が生じているための変更でございます。

第３表、繰越明許費。追加でございます。

２款総務費１項総務管理費、マイナンバーカードの交付事業５５万４，０００円につきまして繰越明許するものでございます。国の方針によりまして、繰り越して事業を実施するということが確定したためのものでございます。

第４表、地方債補正でございます。これにつきましても、変更でございます。

社会福祉協議会補助事業債、１，４４０万円をゼロ円とするものでございます。不採択となったものでございます。漁港改修局改事業債、７８０万円から４００万円に変更。知床開き開催事業債、４８０万円から４２０万円に変更。商工会補助事業債、１，０８０万から５２０万円に変更、橋りょう長寿命化事業債、７８０万円から６８０万円に変更、校長・教頭住宅建築事業債、１８０万円から９０万円に変更、校長・教頭住宅建築事業債、

ゼロ円から１，５３０万円に変更、臨時財政対策債、１億２，３７６万９，０００円から１億１，２２９万８，０００円に変更するものでございまして、それぞれ、採択が認められたもの、あるいは事業執行済みによる変更が生じたために、それぞれ変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第２４号及び議案第１号の２件を採決します。この採決は、１件ずつ起立によって行います。

議案第２４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君）　起立総員です。

したがって、日程第５　議案第２４号工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君）　起立総員です。

したがって、日程第６　議案第１号平成２８年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第２号　平成２８年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君）　日程第７　議案第２号平成２８年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君）　議案の６ページをお願いいたします。

議案第２号平成２８年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成２８年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１３０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億６，９２２万５，０００円とするものでございます。

２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。
　７ページをお願いいたします。
　第１表、歳入歳出予算補正。
　歳入でございます。
　３款国庫支出金、９３万8，０００円を追加し3億3，６８７万9，０００円。
　２項国庫補助金、９３万8，０００円を追加し5，２８３万7，０００円。内容につきましては、国保制度の改正に伴うシステムの改修費用に対する補助金でございまして、１００％補助となっております。
　６款道支出金、２４万8，０００円を追加し9，２２１万3，０００円。
　２項道補助金、２４万8，０００円を追加し8，２７１万8，０００円。内容につきましては、国保加入者の保健事業に関する経費で、高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種に対する補助金です。
　９款繰入金、2，０１２万3，０００円を追加し１億6，２０３万2，０００円。
　２項基金繰入金、2，０１２万3，０００円を追加し2，０１２万3，０００円。平成２７年度分の負担金返還金と保健事業に要する経費の町負担分を財政調整基金繰入金に求めたものです。
　歳入合計は、2，１３０万9，０００円を追加し１０億6，９２２万5，０００円であります。
　続きまして、8ページ、歳出でございます。
　１款総務費、９３万8，０００円を追加し4，８０２万1，０００円。
　１項総務管理費、９３万8，０００円を追加し4，４１０万9，０００円。内容でありますが、歳入で申し上げましたが、国保制度改正に伴うシステム改修費です。
　２款保健事業費、５２万2，０００円を追加し７３４万7，０００円。
　１項保健事業費、５２万2，０００円を追加し３７１万2，０００円。国保加入者の肺炎球菌及びインフルエンザ予防接種に係る公費負担分であります。
　１０款諸支出金、1，９８４万9，０００円を追加し6，８９５万2，０００円。
　１項償還金及び還付加算金、1，９８４万9，０００円を追加し2，０３７万9，０００円。平成２７年度の交付金に返還金が生じたものであります。
　歳出合計は、2，１３０万9，０００円を追加し１０億6，９２２万5，０００円でございます。
　なお、事項別明細書につきましては別冊資料の１に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。
　以上でございますが、この補正予算につきましては、3月２日開催の平成２９年第1回国保運営協議会に諮問し、御承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
○議長（村山修一君）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君）　起立総員です。

したがって、日程第７　議案第２号平成２８年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第３号　平成２８年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君）　日程第８　議案第３号平成２８年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君）　議案の９ページをお願いいたします。

議案第３号平成２８年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成２８年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８３万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億４,７９４万円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」に定めております。

１０ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

１款１項介護保険料、６万１,０００円を減額し７,６０９万３,０００円。

２款使用料及び手数料、２７万７,０００円を減額し２６万１,０００円。

１項使用料、２７万７,０００円を減額し２５万１,０００円。

３款国庫支出金、１１万２,０００円を追加し１億１６０万円。

２項国庫補助金、１１万２,０００円を追加し２,３９９万６,０００円。

５款道支出金、１９万５,０００円を追加し５,５０１万７,０００円。

２項道補助金、１９万５,０００円を追加し２６７万１,０００円。

７款繰入金、８６万５，０００円を追加し８，６６６万９，０００円。
１項他会計繰入金、８６万５，０００円を追加し７，３４２万１，０００円。
歳入の補正につきましては、１款介護保険料から７款繰入金まで決算見込み確定に伴うものと、７款繰入金で地域包括支援センターの委託に伴う庁舎改修費と介護システム改修費負担金でございます。
歳入合計、８３万４，０００円を追加し４億４，７９４万円。
続きまして、歳出です。
１款総務費、１３８万８，０００円を追加し１，５１３万７，０００円。
１項総務管理費、１３８万８，０００円を追加し１，２９７万６，０００円。
２款保険給付費、補正額はございませんので、補正前の額と同様でございます。
１項介護サービス等諸費、１３０万円を減額し３億５，３９３万４，０００円。
２項介護予防サービス等諸費、２００万円を追加し９７６万５，０００円。
３項高額介護サービス等費、１００万円を減額し１，００９万４，０００円。
５項特定入所者介護サービス等費、３０万円を追加し２，３３７万３，０００円。
３款地域支援事業費、５５万４，０００円を減額し１，１１６万円。
２項包括的支援事業・任意事業費、５５万４，０００円を減額し６９０万４，０００円。
今回の補正の主なものにつきましては、１款総務費において地域包括支援センター委託に伴う庁舎改修費３０万円と介護システム改修費負担金７５万６，０００円によるものと、及び、２款保険給付費、３款地域支援事業費における決算見込み確定に伴うものでございます。
歳出合計、８３万４，０００円を追加し４億４，７９４万円。
なお、事項別明細書につきましては、別冊資料に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君）　説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君）　なければ、これで質疑を終わります。
これから、議案第３号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君）　起立総員です。
したがって、日程第８　議案第３号平成２８年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第４号　平成２８年度目梨郡羅臼町後期高齢者医

療事業特別会計補正予算

〇議長（村山修一君）　日程第９　議案第４号平成２８年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長（太田洋二君）　議案の１２ページをお願いいたします。

議案第４号平成２８年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成２８年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６１万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，５４８億６，０００万円とするものでございます。

２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

１３ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

３款繰入金１項他会計繰入金、２６１万６，０００円を減額し１，８２８万４，０００円。平成２８年度の納付金が決定し、減額となったことから、財源として求めておりました繰入金を減額するものです。

歳入合計は、２６１万６，０００円を減額し６，５４８万６，０００円となるものです。

続きまして、１４ページ、歳出でございます。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金、２６１万６，０００円を減額し６，３７０万５，０００円。平成２８年度の納付金が決定し、不用額が発生しますので減額をするものでございます。

歳出合計は、２６１万６，０００円を減額し６，５４８万６，０００円でございます。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料１に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

〇議長（村山修一君）　説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（村山修一君）　なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（村山修一君）　起立総員です。

したがって、日程第９　議案第４号平成２８年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第５号　平成２８年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

〇議長（村山修一君）　日程第１０　議案第５号平成２８年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

〇建設水道課長（北澤正志君）　議案の１５ページをお願いいたします。

議案第５号平成２８年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

第１条は、総則です。

平成２８年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第２条は、収益的収入及び支出の補正です。

平成２８年度水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款水道事業収益、５，２９２万４，０００円を減額して２億４，８０６万６，０００円。

第２項営業外収益、５，２９２万４，０００円を減額して４，００７万６，０００円。

第３項特別利益は、増減なしの３，０５５万８，０００円。

第２項の営業外収益の減額でございますが、一般会計補助金のうち５，２９２万４，０００円を資本的収入に移行するものでございます。第３項特別利益につきましては、松法町の水道施設災害復旧事業に充てる収入で、国庫補助金が６０１万円増額となり、同額一般会計補助金を減額したもので、増減なしとなってございます。

支出です。

第１款水道事業費用第１項営業費用、４５万円を減額し１億６，７８５万１，０００円。

第３項特別損失、４５万円を増額し３，１００万８，０００円。

内容でございますが、営業費用において賞与引当金繰入額として８６万１，０００円と平成２９年度分不納欠損見込み分として貸倒引当金繰入額７５万円を計上し、特別損失では今年度の不納欠損見込み分４５万円を計上しております。それらの増額した合計金額２０６万１，０００円に対して、営業費用の委託料で同額減額してございます。

第３条は、資本的収入の補正でございます。

予算第４条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億２，１０６万２，０００円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額６，８１３万８，０００円」に、「過年度分損益勘定留保資金４９７万３，０００円、当年度分損益勘定留保資金１億１，４６９万３，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１１２万６，０００円」を「当年度分損益勘定留保資金６，７３１万５，０００円、及び、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８２万３，０００円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。先ほど御説明いたしました収益的収入の一般会計からの繰入金のうち、５，２９２万４，０００円を資本的収入に移行したため、資本的収入の不足額１億２，１０６万２，０００円から５，２９２万４，０００円を引いた６，８１３万８，０００円が不足額となりますので、不足額変更を整理し載せてございます。

続きまして、１６ページ、収入です。

第１款資本的収入第１項補助金、５，２９２万４，０００円を補正し５，２９２万４，０００円。先ほど御説明いたしました収益的収入の一般会計から繰入金の一部を移行したものでございます。

第４条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

予算第６条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、８６万１，０００円を増額し１，４８６万２，０００円。先ほど御説明いたしましたが、当補正において職員給与費の補正を見ておりまして変更となっているものでございます。

なお、別冊資料の５１ページに当補正の資料として平成２８年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算実施計画を載せておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長（村山修一君）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（村山修一君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（村山修一君）　起立総員です。

したがって、日程第１０　議案第５号平成２８年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、進行の都合上、１１時まで休憩します。

午前１０時４４分　休憩

午前１１時００分　再開

〇議長（村山修一君）　再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１１　町長・教育長行政執行方針

〇議長（村山修一君）　日程第１１　町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

〇町長（湊屋　稔君）　平成２９年羅臼町議会第１回定例会の開催に際し、平成２９年度予算案及びそのほかの諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

平成２７年４月に羅臼町長として４年の任をいただき２年が経過し、改めて町民の幸福と羅臼町の発展のために全力を尽くし、しっかりとした取り組みで町政運営に当たる決意を新たにしているところであります。

昨年度を振り返ってみますと、何より８月から９月にかけての台風や低気圧による大雨が羅臼町にもたらした土砂崩れなどの大規模災害であります。

この大規模災害によりまして、町民の皆様や経済に大きな不安と傷跡を残すこととなってしまいました。個々の民家への被害はもとより、幹線道路の土砂崩れによる通行どめや観光関連へのキャンセルなど、また、基幹産業である漁業への影響も甚大でありました。

これまで、釧路開発建設部、根室振興局、釧路建設管理部などの行政機関や羅臼漁業協同組合との連携をとりながら進めてまいりましたので、今後もさらに強い連携のもと、町民の御理解や御協力をお願いし、一日でも早い完全復旧に向け努力してまいります。

今年度は、昨年のような災害が起こらないことを心から願うとともに、災害対策は、万が一に備え、万全の体制を整えてまいります。

基幹産業である漁業につきましては、羅臼漁業協同組合が取り組んでおりました格差是正の問題も一定のめどがたったとの報告されております。

しかし、昨年から今日までの水揚げの推移を見ましても、水揚げ数量は減少している一方で、高値での取引となり、何とか水揚げ金額が目標に到達しているとのことであります。

このような現状は決してよい状態ではありませんので、今後も羅臼漁業協同組合と連携して課題の共有を図り、安定した漁家経営の実現に取り組んでまいります。

また、昨年発足した「知床らうすブランド」や「ふるさと納税」の取り組みにつきましても、地域振興の観点からさらに強く進めていくことと考えております。

今年度は、連合町内会の御理解により、町内にある全ての街灯のＬＥＤ化をいたしま

す。このことにより、将来の電気料金の負担軽減と防犯対策に貢献できるものと考えております。

昨年１２月１５日に行われました日本とロシアの首脳会談において確認がなされました「日ロ共同経済活動」への対応につきまして、地元の意見を伺い、隣接地域の１市４町で十分協議し、元島民の心にしっかりと寄り添った形で国へ要望をしていくこととしております。

今年度は、知床未来中学校の校舎が完成する予定となっておりますので、平成３０年春の開校に向け努力をしてまいります。

また、少子化により急激に減少する児童への対応として、幼稚園及び小学校の一園一校化につきましては、通学や保育などを含めた子育て支援の方法やあり方も並行して議論を進めなければなりませんし、羅臼高校の存続についても話し合っていかなければなりません。

今年度の一般会計は、６０億円に迫る予算規模となっております。知床未来中学校の建設費が大きく影響しておりますが、近年にはない予算規模となっております。

厳しい財政状況の中、このような予算を計上できますのは、現在まで町民の皆様や議会の御理解のもと進めてきた緊縮への取り組みがあったことと、給与削減に理解をしてくれた町職員の協力があったからこそと思っております。

当町の行政運営の中で生じる重要な政策課題について、調査、研究や企画を行うために、全ての管理職参加によるプロジェクトを設け、幅広い視点から、政策課題ごとに、その具現化に向けた方策や工程などについて検討することとしています。

今後につきましても、さらに厳しい財政運営が続きますが、議決機関としての議会の皆様と執行機関の町長としての役割と立場に心して、抱えている多くの課題を解決し、羅臼町民の幸福と知床らうすの発展のため、全身全霊、努力してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

町長就任の際の執行方針で、「想像から創造へ」とのスローガンのもと「Ｋプロジェクト」を掲げ町政運営を行ってまいりました。

まずは町民の皆様の声を聞くということで、各町内会や団体をくまなく回り、膝詰めでの座談会を開催させていただきました。この座談会を通じ、町民の皆様の直接の声を聞かせていただいたことは、私にとってとても貴重なものとなりましたし、今後の町政運営に役立つものとなりました。

任期の中間線に差しかかったこれからは、想像した羅臼町の将来に近づけるため、町民の皆様とともに持続可能な羅臼町を創造していくこととなります。

将来にわたり持続可能な羅臼町を創造するには、経済・産業の安定化が必要であり、漁業を中心に商工業や観光、農業の振興を図っていくことが重要となりますので、今後も新たな試みにも積極的に取り組まなければなりません。

そこで、より効率よく効果的に産業振興に取り組めるよう「産業課」と「まちづくり

課」を統合し、新生「まちづくり課」とすることといたします。

このことにより、現在進めている事業や政策、今後の新たな取り組みも、より効果的に推進できることはもとより、産業界や町民のさまざまな要望にもしっかり対応していけるものと考えております。

地域の産業が元気に活発になることが、町民の生活の安定化や将来への不安解消につながり、子育てや教育、医療、福祉などの環境改善へも波及するものと確信をしております。

これからの当町を取り巻く環境は決して明るいとは言えませんが、あきらめず、めげることなく、日本一、いや、世界一元気で幸せなまち「羅臼町」を目指し、私たち理事者はもとより、職員一丸となり、町民の思いに寄り添い、努力してまいります。

当町の経済が持続的に発展していくためには、地域産業の活性化が必要であり、羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会などの町内各団体はもとより、近隣市町村との広域的な連携を図りながら産業活性化に取り組んでまいります。

基幹産業であります漁業につきましては、昨年の鮮魚取扱数量、金額ともに前年を下回り、２年連続で１００億円を切る水揚げとなりました。全体的には、数量で前年の８５％、金額で前年の９７％にとどまっており、依然として厳しい状況にあります。

地域経済が漁業に支えられている当町としては、羅臼漁業協同組合が取り組んでおります沿岸資源の維持・増大対策事業を引き続き支援していくとともに、組合員の格差是正対策の一つである持続性の高い漁業への転換に対しましても重要な課題と受けとめ、雇用対策や新たな事業に向けた支援策を検討し、羅臼漁業協同組合と連携しながら、行政として可能な対応をしてまいります。

昨年は、地場水産品の高付加価値化を目指し、３６種３８品の特産品が知床らうすブランドに登録をされました。今後は、知床らうすブランド品が需要の拡大につながっていくことを期待し、さらに、ほかの特産品もブランド品に牽引された形で売り上げが増加するような取り組みにつながるよう、引き続き、意欲のある商工関係者、関係機関との連携を強化し、特色を最大限に生かした主体的な取り組みに対して効果的に支援してまいります。

深層水の利活用につきましては、１０月１１日から１３日の期間、海洋深層水利用学会第２１回全国大会知床羅臼会場を計画しております。この取り組みを契機として、当町の深層水の利活用がさらに拡充していくことを期待しております。

知床半島と国後島との狭隘な海峡において繰り返されているロシアトロール船の操業につきましては、水産生物の減少や漁具の破損など、甚大な被害を受けており、極めて憂慮すべき事態が続いておりますことから、引き続き、根室海峡を漁場とする標津町、別海町とともに、国や北海道の関係機関に対し、ロシアトロール船の操業阻止に向けた要請活動を行ってまいります。

また、北方領土問題につきましては、前段申し上げましたとおり、日ロ共同経済活動の

提言などは、領土問題が置き去りにされないよう、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

観光につきましては、海上でのイルカ・クジラウオッチングや冬季のバードウオッチングは国内外から高い評価を得ておりますが、外国人観光客を含めた受入体制の整備やガイド養成など、改善しなければならない課題がありますので、受入体制の充実に向けた取り組みを支援してまいります。

交流人口の増大に向けた取り組みとしまして、修学旅行や「にっぽん丸」の寄港など、「オール羅臼」で受け入れを実施しております。今後も、地域資源を活用した体験メニューの一層の充実を図るべく、関係機関と連携をしてまいります。

格安航空会社ＬＣＣの誘致につきましては、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会、中標津空港利用促進期成会、東北海道観光事業開発協議会の３団体で構成する北方領土隣接地域振興航空路線誘致促進協議会が設立され、今後の動きが注目されるところであります。根室中標津空港にＬＣＣの就航が実現しましたら、観光客の増加も期待されますので、釧路、根室、十勝、オホーツクの各自治体や観光連盟など、関係機関と連携し、誘致活動を実施してまいります。

「にっぽん丸」につきましては、昨年６月に客船「にっぽん丸」を羅臼大使に委嘱させていただきました。今まで以上のおもてなしの心で対応してまいりたいと思いますので、関係団体の皆様のより一層の御協力をお願いいたします。

地域振興や観光振興を目的としまして、自動車のナンバープレートを地域の特色ある標記に変更することができる「ご当地ナンバー」制度を活用し、「知床ナンバー」の導入に向け、近隣の市町や北海道など、関係機関と連携を図りながら検討してまいります。

道の駅周辺の振興につきましては、町内の有志による取り組みが継続され、徐々にではありますが、道の駅周辺の活性化に結びついてきております。

また、本町の旧ユースホステルを改装した「ギャラリーミグラード」が知床羅臼町観光協会によって整備されております。写真展や体験事業、カフェなども取り入れた道の駅周辺の滞留拠点として、本町地区の活性化につながるものと考えておりますので、今後も町民の主体的な取り組みに対して、地域活性化補助金などを活用し、積極的に支援してまいります。

平成２７年度から採用しております地域おこし協力隊につきましては、地域の魅力を生かした観光振興や自然環境保全意識の啓発活動などで活躍していただいておりますが、今年度で３年間の任期が満了することになりますので、協力隊員の方々が町内で起業や創業を目指す環境整備や町内に定着できるよう支援するとともに、第２期地域おこし協力隊の採用に向けた準備を進めてまいります。

農業につきましては、所得向上を目指した取り組みについて、峯浜酪農集落や標津町農業協同組合、根室農業改良普及センターなどの関係団体と検討してまいります。峯浜酪農集落で組織されている羅臼営農推進組合につきましては、標津町農協酪農畜産対策協議会

が主催しております生乳生産の乳質向上を目的とした乳質改善共励会におきまして、平成２５年度から３年連続で最優秀賞を受賞いたしました。農家皆様の努力により受賞されたことは大変喜ばしいことでありますので、今後も地域の主体的な取り組みに対して積極的に支援してまいります。

また、酪農を取り巻く後継者問題は全国的に見ても深刻な問題となっておりますが、当町におきましても、離農者が発生した場合に備えて、今後とも関係機関と連携を図りながら誘致活動を行ってまいります。

商工業につきましては、ふるさと納税返礼品や知床らうすブランド認証制度の導入により、特産品や加工品の販売が進んでいる一方、町内の小規模企業を含めた中小企業はまだまだ厳しい状況にありますので、羅臼町商工会と連携し、商工業の活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

基幹産業である漁業の不振が続き、少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少が進む中、「地域資源を生かした活力ある産業のまち」を目指すため、本定例会に「羅臼町産業振興基本条例」を上程しております。町として産業振興に関する基本方針、基本的施策、それぞれの役割や責務などを明らかにし、町、事業者、経済団体等及び町民の協働による産業全体の活性化を視野に入れ、産業の振興が当町の発展に大きくかかわることを全町民で認識するとともに、若い世代が安心して働くことができる魅力ある産業の振興を総合的に推進してまいります。

当町は、地震や津波の襲来の可能性がある地域であるとともに、背後の硫黄山や羅臼岳などの火山活動にも警戒をしなければなりません。

また、近年は、台風や発達した低気圧による高潮災害や大雨による土砂災害が頻発していることに加えて、道内各地域におきましても、異常気象による局地的な現象により、特定の地域に集中して深刻な被害を及ぼしております。

特に、昨年８月、９月の大雨により発生しました土砂災害につきましては、災害復旧に向けて、さまざまな場面で御協力をいただきました地域住民や関係業者、関係機関の皆様には深く感謝を申し上げる次第でありますが、庁舎内部におきましても、職員反省会を実施するなど、各班における対応の検証を行い、初動マニュアルなどの見直しを行っているところであります。

なお、土砂災害により通行に支障がありました箇所につきましては、関係機関の御尽力により、礼文町地区の国道並びに海岸町地区の道道は規制解除されましたが、昆布浜地区の道道につきましては、今年度内の復旧に向けて作業が進められているところであります。

引き続き、釧路建設管理部や羅臼漁業協同組合などと連携を図るとともに、できる限り漁業生産活動に支障が出ないよう努めながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでまいります。

このたびの大規模な災害の発生により、一部地域では停電が発生し、固定電話と携帯電

話がともに不通になり、防災行政無線が唯一の情報伝達手段となりましたので、屋外に設置している拡声器や戸別受信機でさまざまな情報を提供することになりましたが、戸別受信機の老朽化や電池切れなどにより必要な情報が伝わらない事例も発生しましたので、戸別受信機の適切な維持管理の仕方などにつきまして周知をしてまいります。

また、町内の気象情報、避難関連情報などや緊急のお知らせにつきましては、平成２７年度から電子メールでお知らせする登録制のメール配信サービスを始めており、現在既に約５６０人の方に登録をいただいていますが、さらに登録者の増加に向けて取り組んでまいります。

災害が発生するなどの緊急時に対しましては、町民一人一人が日ごろから災害に備え、いざというときには近くの人と力を合わせて助け合う共助が何より重要であり、地域住民や町内会が主体となった「自主防災組織」の設立の促進や活動の活発化が大切になります。

町内には、これまで既に１４の町内会で「自主防災組織」が設立されていますが、まだ設立されていない町内会につきましては、設立に向けた協力や呼びかけを行うとともに、既に設立されている「自主防災組織」におきましても、活動が活発化するように支援してまいります。

災害時には、地域住民と関係機関などが協力して被害の拡大を防ぐことが重要でありますが、災害時は情報が錯綜したり、必要な情報が届かず、迅速な対応ができなくなることもありますので、日ごろから訓練を行っていくことが大切になります。

このことから、防災訓練は、これまでも全町民対象に、地震、津波を想定した避難訓練として実施し、各自、避難場所の確認などを行っているところですが、今年度は、２年に一度実施している「羅臼町総合防災訓練」も実施し、羅臼消防署や中標津警察署、陸上自衛隊、羅臼海上保安署、羅臼漁業協同組合などの関係機関に御協力をいただいて、情報の共有と伝達や連携を重視した訓練を行い、参加関係機関の連携強化と地域住民の防災意識の向上を図ってまいります。

当町では、町内外の企業などと生活物資や燃料の供給、資器材の提供、防災活動等の協力に関する協定を締結していますが、昨年８月、９月の大雨災害や過去の暴風雪災害の教訓から、被災者に対する円滑な救援活動が行えるよう、さらなる民間企業などとの協定締結に取り組んでまいります。

安全・安心に暮らせる住環境の整備として、町営住宅につきましては、「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」により建てかえや改善を実施し、安全・安心に住み続けられる良質な町営住宅の形成を目標に進めてまいります。

特に、古い団地においては空き家率が高く、高齢化、除雪、維持管理などの問題を抱え、住環境が悪化しており、住環境の改善が求められております。

今年度におきましては、一昨年より行っております礼文町団地の屋根防水改修を引き続き１棟行うこととしており、昨年より行っている栄町高台団地の解体につきましても、１

１戸の解体を計画しております。
なお、栄町高台団地内におきまして、隣接する知床未来中学校の建設に伴う校長・教頭住宅の建設を今年度計画しております。
上水道につきましては、町民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安定した供給を確保しなければなりません。
この快適な町民生活に欠かせない安全・安心な水道水の安定供給に向け、老朽化した管路の計画的な更新などを進めなければなりません。
今年度につきましては、海岸町地区の老朽管の一部を更新する計画としております。
人口減少が進行することにより空き家住宅もふえており、防災、衛生、景観などの、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。
空き家対策の一環として、空き家・空き地バンク制度を実施しておりますが、空き地が４件登録されているだけで、空き家が登録されていない状況にありますので、多くの物件を登録していただけるよう広報の強化を図ってまいります。
また、空き家住宅につきましては個別に対応しておりますが、所有者の経済事情や相続問題、不明などにより、依然として解決できないケースが多くありますので、「羅臼町空き家等対策検討委員会」の中で対応方法を検討しながら進めてまいります。
町民一人一人ができる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題であります。
こうした環境を支える重要な基盤である「知床らうす国民健康保険診療所」の運営につきましては、引き続き孝仁会に担っていただくこととなりました。
２月からは、不定期でありますが、医師２名体制が整いました。常勤医の２名体制を恒常的に維持できるよう、孝仁会と連携しながら努力してまいります。
さらなる環境整備として、住みなれた我がまちで自分らしい暮らしを送り続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいりました。その中で、地域包括ケアにおける中核機関である「地域包括支援センター」の運営を今年度から孝仁会に行っていただくことになりました。
今後は、保険者の役割としてセンターとの連携を密にし、機能強化が図られ、より専門的で質の高いサービスが提供できるよう支援してまいります。
介護予防事業につきましては、認知症予防教室の充実や高齢者サロンなど、多様な憩いの場の提供を継続して行い、それらの事業の自主運営に向けた取り組みを進めてまいります。
また、町内の福祉施設におきましては、介護職などの専門職が不足しており、人材を確保することに苦慮しているところでありますので、各事業所との連携を図り、介護職などの担い手不足対策に努めてまいります。
町民の健康づくりにおきましては、平成２７年度に策定しました「羅臼町データヘルス計画」で、高額な医療を必要とした方々のほとんどが健診を受けていないことがわかり、

まずは自分の体に関心を持っていただける機会をつくることが課題となっています。

そのため、各種がん検診や特定健診の受診率向上に向けた取り組みを継続し、受けた受診結果をもとに、一人一人の生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視した保健指導を引き続き行ってまいります。

また、近年の疫学的研究から、妊娠期の母体の状況が成人期の生活習慣病につながることがわかってきております。

成人期はもとより、妊娠期、乳幼児期の早期からの切れ目のない母子保健対策の強化に、教育委員会と連携しながら努めてまいります。

安全・安心に妊娠、出産、子育てができるよう、総合的な子育て支援の推進が重要となってきております。

当町におきましても、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出の高まりなど、さまざまな子育て家庭への支援を総合的に考えていく必要があります。

しかしながら、子育て支援は十分と言える状況ではありませんので、町民の方々の意見を聞きながらメニューを重点化し、将来に向け計画的に充実してまいります。

障がいのある人もない人も、ともに生き生きと輝き、安心して暮らせるまちづくり、障がいのある人の自立を地域で支え、ともに尊重し合い、対等な立場で支え合うまちづくりを目指しています。

就労継続支援事業所は、障がいのある人が就労を初めとしたさまざまな社会経済活動に積極的に参加し、地域で暮らし続けていけることを目指して活動してきておりますが、実際に働く場を確保することが大変厳しい状況となっておりますので、就労支援施策の拡大と環境づくりのために関係機関と連携し、新たな支援策などを検討してまいります。

平成３０年度から始まる新たな国民健康保険制度では、北海道と市町村がその役割を果たせば円滑に運営されるというものではありません。

これまでと同様に、国保に加入している皆様が、御自身の健康の維持、向上に努めていただくことが何よりも重要であり、加入者同士が支え合う仕組みを基本としていることを正しく理解して、保険税を確実に納めることや医療機関への適正な受診を心がけ、自分たちの保険制度をよりよいものにしていかなければなりません。

日本の社会保険制度では、ほとんどの人がいずれは国保の加入者となります。

町民の一人一人が、「国保運営は全ての町民に関係すること」だと、改めて認識していただきたいと思います。

今年度は、町が直接運営する最終年度となりますが、新国保制度に円滑に移行できるよう準備するとともに、保険税の収納率や特定健診の受診率は、保険税額の決定に直接かかわってきますので、関係機関に御協力をいただきながら、収納率や検診受診率の向上に努めてまいります。

当町は、知床世界自然遺産のまちとして、世界自然遺産にふさわしいまちづくりを実践し、知床環境保全に努めなければならないと考えております。

しかし、当町の現状を見ますと、残念ながら、一部の心ない者の行為による空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てが後を絶たず、世界自然遺産知床羅臼の大きなイメージダウンにつながっております。

このような状況の中、当町では、世界自然遺産にふさわしい環境を守るため、多くの団体が清掃活動を行っております。連合町内会による一斉大掃除、漁協女性部や青年部などの漁業関係団体による河川や漁港などの清掃、小中高生による清掃活動など、さまざまな団体で自主的に清掃活動が行われております。

今後は、町内のポイ捨て多発箇所やトンネル内に看板、のぼりの設置、広報によるポイ捨て防止の啓発を継続し、さらに、不法投棄には検挙も視野に入れた強い姿勢で臨むこととし、羅臼海上保安署、中標津警察署羅臼駐在所及び麻布駐在所の御協力をいただき、不法投棄の撲滅を目指してまいります。

昨年、知床の世界自然遺産登録１０周年を節目に北海道知床世界遺産条例が制定され、毎年１月３０日を「世界自然遺産知床の日」と定められました。また、国内の世界自然遺産地域の自治体で構成する「日本自然遺産ネットワーク協議会」も設立されております。今後も世界に誇る「知床」の豊かな自然の保護と美しい景観の保全に取り組み、快適で住みやすいまちを目指してまいります。

合併処理浄化槽設置につきましては、設置が進まない主な要因としまして、市街地の密集地域の設置スペースの問題や、既存住宅の改築年数の経過に伴い設置を控える傾向にあること、費用負担の問題など、さまざまな要因が挙げられますが、住宅の新築及び増改築に伴う設置の指導と、合併浄化槽設置困難地域におきましては、生活雑排水が未処理のまま放流されない対策を検討してまいります。

環境に配慮したまちづくりの実現に有効な取り組みとして、二酸化炭素排出量の削減に効果的なＬＥＤ照明の導入が挙げられます。

現在、町内に設置されている約８００灯の防犯灯、街路灯を、平成２９年度中にＬＥＤ照明に切りかえることを計画しております。ＬＥＤ照明の高い省エネ性により、町内における大幅な二酸化炭素排出量の削減が見込まれるとともに、有効な節電対策となり、電気料や維持管理費の負担軽減が図られると考えております。

さらに、知床未来中学校など、今後新たに整備する施設につきましては、ＬＥＤ照明を積極的に取り入れることとしていますが、老朽化などにより照明器具の交換が必要になる公共施設のうち、大型施設でその導入効果が比較的高いと思われる役場庁舎や体育館、公民館、各学校施設などにつきましても、第２次羅臼町地球温暖化防止実行計画に基づき、省エネ改修として、財源対策を踏まえながらＬＥＤ化の検討をしてまいります。

再生可能エネルギー導入に対する動きが活発化している中で、地熱利用の安定化と地熱発電の検討を進めるため、オリックス株式会社と協定を結び、地表探査調査を実施いたしました。昨年１０月２５日からは掘削調査が開始され、現在、地質などの分析調査が実施されているところであり、調査結果が判明しましたら、今後の方針とあわせて報告させて

いただきます。
急速な情報化や技術革新は、身近な生活から社会に大きな変化をもたらし、教育のあり方も新たな分岐点に差しかかっています。
将来を予測することが困難な時代となり、子どもたちに生涯にわたり生き抜く知恵や力を培っていくことが一層重要となっています。
その中にあって、当町にとって知床未来中学校の建設とその開校は、大きな柱の一つです。
平成３０年開校に向けて、昨年８月に基礎工事に着手しており、校舎屋体等の完成は平成２９年度末を予定しています。
その後、羅臼中学校の解体工事、外構、周辺環境整備を順次進め、平成３０年内に一連の整備工事を終えまして、新中学校としての本格運営を一日も早く軌道に乗せたいと考えております。
当町の課題の一つに、少子・高齢化があります。
近年の出生状況を見たときに、幼稚園、園児数と小学校児童数が増減を繰り返しながらも徐々に減少しています。
平成２７年度の出生者数は３２名となっており、園児、児童の成長、発達を促す観点から、適正な児童規模を維持していくための検証を行う必要があります。
将来にわたる当町の人口推移を見据えながら、幼稚園の一園化、小学校の一校化についての考え方を示してまいりたいと考えております。
また、対象となる世代の住民ニーズを把握しながら、さらなる子育て環境の改善・支援強化策を検討してまいります。
羅臼高校につきましては、昭和５０年に分校から独立開校となり、羅臼の最上位学校として地域に根差した教育が展開されてきております。
平成１９年度からは、義務教育との連携による「中高一貫教育体制」を敷いてまいりましたが、近年は、少子化の影響や町外高校への進学など、入学者数が伸び悩んでいます。
将来、１学年の生徒が２０名を切るような状態が続くことになると、道立校としての存続が危ぶまれる状況となります。
当町の子どもたちが地元で高等教育が受けられる環境を維持するため、連携型中高一貫教育の成熟と特色ある教育活動を支援しつつ、住民の皆様や各団体に御協力をお願いして、羅臼高校の未来を考える検討会議を設置し、存続に向けた方策を検討してまいります。
昨年１０月に立教大学ＥＳＤ研究所と締結した「ＥＳＤ研究連携に関する覚書」では、地方創生におけるＥＳＤ「持続可能な開発のための人材育成・地域社会の実現」の実証研究や、「ＥＳＤの推進・人材育成」、「地域団体・企業・大学との連携と人材交流に関する研究」をＥＳＤ研究所及び当町と同様に国内で協定を結んでいる長崎県対馬市と静岡県西伊豆町との間で相互に行うこととなっております。

既に２月には共同研究会が開催され、実務者レベルでの情報交換が始まっております。
今後は、連携協定を十分に生かしながら、地域ぐるみで人材を育成する視点を共有し、施策に反映するため、「（仮称）ＥＳＤ地域創生拠点研究会」を設置し、持続可能な社会の実現に向けた研究を進めてまいります。
昨年１月制定の「教育大綱」に基づき、学社融合を核としながら、学校教育では「幼小中高一貫教育」を軸に、社会教育では「ふるさと学習」を重点とした芸術文化活動やスポーツ活動を通して、各世代の段階に応じた達成目標を確認し合い進めてまいります。
また、これまで述べてきた地域社会の課題解決に当たっては、教育行政のみではなし得ないものであり、町全体として、未来を創造する人材の育成と持続可能な社会の実現に向かって取り組みを進めていくためにも、町長部局と教育委員会事務局との統合を考えております。
平成２９年度における国の地方財政対策では、消費税率の引き上げを見送る中でも、社会保障・税一体改革が進められ、それらに関係する地方負担については、所要の地方財政措置を講じているとしています。
その一方で、地方税の総額が０．９％増、３，６００億円を上回る額を確保したのに対して、地方交付税の総額を２．２％減とし、その地方の財源不足を補うための措置として臨時財政対策債の発行を６．８％増とすることが示されております。
このような状況下で、平成２９年度当初予算の一般会計歳入歳出の総額は５９億６，２００万円となっており、昨年度当初予算より約４３％、１７億円上回るものとなりました。この主な要因は、「知床未来中学校建設工事」における本校舎の着工、「ふるさと納税」の拡充のほか、特別会計などへの繰り出しであります。
これらの財源を満たすためには、その多くを町税や地方交付税に求めているところですが、水揚げ高の減少により町民税の減額が見込まれること、また、先ほど申し上げましたとおり、地方交付税の減額も見込まれることから、財源不足を補うため「財政調整基金」を１億６，１００万円取り崩すこととなりました。
そのようなことから、自主財源である町税について、公平・公正の観点から、納期内自主納税の啓発と納税意識の高揚に努め、滞納者に対しては財産調査や捜索を積極的に行い、釧路・根室広域地方税滞納整理機構並びに北海道とも連携しながら、引き続き、法にのっとった滞納整理を粛々と、かつ厳粛に進めるとともに、町が有する全ての債権について「債権管理条例」に基づいた収納対策に取り組み、歳入の確保に努めてまいります。
平成２７年１２月から返礼品制度を導入したふるさと納税は、今年度、３億６，０００万円を目標に、さらなる商品の開発を推進することで、魅力ある返礼品の充実を図るとともに、「知床羅臼町」の知名度アップと町内商工業の活性化に結びつく取り組みを推進し、さらなる財源の確保に努めてまいります。
なお、当町の計画的な税収確保を難しくしている要因の一つとして、漁業従事者、いわゆる乗り子の多くが季節雇用であり、収入が安定していないことが考えられ、一年を通し

た雇用の確保による収入の安定化を図ることが大きな課題と考えることから、景気対策なども含め、計画的な生計の立てやすい「働く仕組みづくり」や「納税しやすい環境づくり」に向けて、羅臼漁業協同組合など、関係団体に一層の御理解と御協力を求めてまいります。

一方、歳出の中で中学校建設事業費を除き、必ず支出しなければならない義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の予算額に対する割合は約３７％を占めており、依然として弾力性のない非常に窮屈なものになっていることから、今後とも歳出全般にわたり経常経費の節減、合理化に努めるとともに、事業の必要性、効率性など、徹底した見直しを進めてまいります。

また、特別会計などへの繰り出しにつきましては、財政運営に与える影響をしっかりと見きわめながら、二度と危機的な状況へ後戻りすることのないよう、繰出金の縮減、抑制に努めてまいります。

このような厳しい状況ではありますが、平成３０年に完成を予定している知床未来中学校を初め、今後は「町営住宅等長寿命化計画」による町営住宅の建てかえなど、山積する重要課題の中で、財政需要を中長期的に見据え、財政調整基金はもとより、公共施設の整備基金などへの積み立てについても可能な限り進めるとともに、町債につきましても、有利な起債の積極的活用や研究に努め、身の丈に合った当町独自の財政構造を構築し、次世代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを継続するため、将来に備えた、安定した財政運営を目指してまいります。

まちづくりを進める中で重要な政策課題など、町単独では実施できないものにつきましては、これまで同様に、国や北海道、関係機関などに支援をしていただくよう要請を行ってまいります。

国道につきましては、当町において唯一の幹線道路でもあるとともに、経済、観光、住民生活や医療救急活動など、当町における生命線である重要な道路でありますので、安全・安心な生活・物流ルートの確保を図るため、一般国道３３５号の改修について引き続き要請してまいります。

また、昨年発生いたしました礼文町の法面崩落及び松法町の歩道崩落につきましては、安全な通行を確保するため、４月より着工されます。特に松法町歩道崩落復旧においては、町の施設である水道本管の復旧工事も伴いますので、町民の皆様に御不便をかけないよう、断水させずに工事を行うこととしております。水道を含めた歩道崩落の復旧時期は、本年８月過ぎを予定しております。

海岸町高潮対策事業につきましては、現在進めている５カ所のほか、今年度から海岸町１区、２区と岬町が整備予定となっております。漁港海岸では、松法漁港海岸とオッカバケ漁港海岸で工事がそれぞれ継続される予定であります。

漁港整備につきましては、峯浜漁港の砂の堆積を防ぐ防砂堤新設工事、松法漁港の岸壁補修工事、羅臼漁港中央埠頭の耐震岸壁整備工事がそれぞれ継続される予定であります。

土砂災害、雪崩災害対策など、治山事業につきまして、今年度も３６カ所の事業を要請しておりますが、現時点で施工計画箇所は１９カ所を予定しております。昨年８月の大雨により町内各地で発生した土砂崩れの復旧につきまして、１０カ所の調査及び事業要望をしております。大規模な土砂災害が発生しました海岸町の３カ所につきましては、林野庁の災害査査を受けまして、施設災害復旧事業として平成２９年度から事業実施する予定であります。

北浜以北の道道知床公園羅臼線における災害復旧につきましては、災害発生後から緊急工事にて片側通行を確保してきたところであります。特に、大規模な土砂災害が発生しました瀬石、昆布浜地区、北浜地区につきましては、道路災害復旧工事として平成２９年度から施工し、年度内に終了する予定であります。

なお、復旧工事期間中は通行規制をしながらの施行となりますが、釧路建設管理部、羅臼漁業協同組合とも連携し、漁業生産活動に支障が出ることのないよう努めてまいります。

今後とも治山施設の設置や森林の整備、保全事業が早急に実施され、町民が安全・安心に生活できるよう要請してまいります。

以上、平成２９年度の行政運営の基本的な考え方と当面する行政課題について述べさせていただきました。

今日まで一貫して漁業を中心に栄えてきた羅臼町は、近年、急激な漁業環境の変化により浜の状況は一変し、年々減少する漁獲量、漁獲高の落ち込みに伴い、町全体の経済に大きな不安を抱えている事態となっております。

浜の現実を直視し、漁業形態や漁業資源の回復など、浜の活性化を取り戻すために、羅臼漁業協同組合と連携を密にして、積極的な支援をしていかなければならないと思っております。

いま一度足元を見詰め直し、持続可能な産業振興に取り組み、特に、安定した漁業基盤の確立と安定した財政基盤の確立によって人口減少に歯どめをかけ、将来にわたり住みよい環境のもとで「町民が安心して元気に暮らせるまちづくり」のため、職員一丸となって努力をしてまいる所存でございます。

町民の皆様、議員各位、当町を応援してくださる全国の皆様や関係機関、諸団体皆様の特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、執行方針といたします。

〇議長（村山修一君）　ここで、昼食のため午後１時まで休憩します。午後１時再開します。

午前１１時５５分　休憩

午後　１時００分　再開

〇議長（村山修一君）　再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（山﨑　守君）　平成２９年羅臼町議会第１回定例会の開催に当たりまして、教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

我が国の教育を巡る情勢は、少子高齢化に伴う人口減少社会への不安、地域社会への存続、情報化社会のもたらす影響など、著しく変化をしております。また、急速に進むグローバル化に対応し、国際社会でも活躍できる人材を育成する教育のあり方を進化させるため、文部科学省は平成２９年２月１４日に次期学習指導要領の改定案を公表しました。

平成２８年１０月からは、当町でも新教育委員会制度がスタートしております。また、羅臼町の教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な指針を、重要かつ緊急性のある事項から、町長とともに進めるため、総合教育会議にて教育の根幹となる「教育大綱」を平成２８年１月に策定し、教育行政を進めております。

知床未来中学校の建設については、基礎工事を終え、雪解け後に本体工事が始まり、平成３０年３月に完成を予定しています。

同年４月開校に向けて、二つの中学校の閉校に伴う関連事業と新中学校の開校に向けての準備など、多岐にわたる具体的な内容について作業を進めてまいります。

また、「教育大綱」をもとに、持続可能な地域社会の実現と教育の適正化に向けての幼稚園の一園化、小学校の一校化についての考え方を示してまいりたいと考えております。あわせて、子育て支援の視点も持ちながら、町内の各施設の有効な活用方法について提案してまいります。

次に、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

当町の持続可能な地域社会の実現と未来を創造する人材の育成を目指すためには、「社会で生きる力」を身につけた子どもたちを育成する必要があります。

幼児から１８歳まで一貫した基礎的、基本的な知識や技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力の育成とそれらを活用する力、すなわち「確かな学力」を育む教育の推進に取り組むことが重要です。

また、美しいものや自然に対して感動する柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する倫理観など、豊かな人間性を育む教育の推進に取り組むことや、生涯を通じてみずからの健康を管理し、改善できる資質、能力を育てるため、心身の調和のとれた発達を図る健康、安全教育の推進に取り組むことが重要です。

これらの教育活動の実現については、地域全体でその学びを支援することが重要でありますので、コミュニティ・スクールの導入について検討するとともに、土曜授業の施行や子育て支援、家庭教育支援の充実と教職員の資質能力向上研修を推進してまいります。

また、世界自然遺産「知床」の豊かな自然や、平成２７年に国の重要文化財に指定された「北海道松法川北岸遺跡出土品」などの貴重な遺物から先住民族の「精神文化」に触れ、次代に引き継ぐべき「環境教育」につなげ、「ふるさとキャリア教育」の推進によ

り、地域への愛着を醸成するとともに、豊富な地域資源を生かせる「未来に向けた人材」の育成に取り組んでまいります。

町民の学習成果を生かし、社会活動に参加することは、個人の喜びであると同時に、地域発展に不可欠な要素であります。豊かな学びが続けられる環境を整えることの重要性が一層高まっています。

「第７期総合計画」や関係機関、団体等との連携を踏まえて、「第７次社会教育中期計画」の各種事業を推進するために、町民一人一人がみずから必要な活動を実践し、生きがいにつながるよう学習機会と情報を提供し、社会参画により学びの成果が活用できる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

このような基本姿勢のもと、主な施策について申し上げます。

主な施策の推進につきましては、「社会で生きる力の育成」「羅臼町の未来を拓く人材の育成」「生涯学習や芸術文化・スポーツの振興」の三つの分野について、取り組みの重点を申し上げます。

一つ目、社会で生きる力の育成についてです。

未来の羅臼町を担う子どもたちが、将来たくましく生きていくためには、思考力や判断力、表現力などを通して新しい課題に果敢に取り組める力、いわゆる「社会で生きる力」が求められています。現在、取り組んでいる幼小中高一貫教育と新たに地域全体で子どもたちの学びを育てるという視点に立った教育、全１２点を進めてまいります。

１点目は、「幼児から１８歳までの一貫した教育の推進について」でございます。

幼児から１８歳までの一貫した教育の推進は、子どもたちの発達や学びの連続性を考慮した取り組みをすることで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

幼稚園では、園児一人一人の活動に沿った柔軟な指導を行い、望ましい心身の発達を助長し、たくましく生きる力の基礎を育成してまいります。そのため、幼児期からの読書に親しむ習慣は、社会に出てから必要となる豊かな語彙と論理的思考力の育成に欠かせません。幼稚園や学校との連携による読み聞かせボランティアサークルの充実と育成に努め、関係団体によるネットワークの構築と「子ども読書推進計画」の策定を進めてまいります。

また、日々の教育活動においては、遊びを通した集団生活の体験と積極的なコミュニケーションにより好奇心、創造的な思考力を育てます。

幼小中高一貫教育を通して、幼稚園と小学校をつなぐ幼少スタートカリキュラムの実践、小学校と中学校をつなぐ小中連携、中学校と高校をつなぐ中高連携の充実を地域とともに推進してまいります。

２点目は、「確かな学力を育む学習指導」についてでございます。

全国でも先駆的な取り組みである幼小中高一貫教育を通して、各校の自主公開研究会や学習指導法研究会の開催など、課題解決に向けた組織的な活動を支援するとともに、各教

科の習熟度を高めるための「わかる授業」「できる授業」の展開とともに、学ぶ姿勢や学ぶ態度の育成を支援してまいります。

子どもたちの学力向上を図るためには、家庭における望ましい生活習慣や学習習慣の定着が重要な役割を果たします。

そのため、引き続き、学校全体での指導や家庭、ＰＴＡ、地域の支援を得て、「羅臼町小中高生　生活のきまり」の実践と「家庭学習の手引き」の活用を図ってまいります。

また、北海道教育大学釧路校との連携協力による「学習支援」を初め「学生ボランティア事業」を継続し、推進してまいります。

教職員には、確固たる職業倫理観や高い使命感が求められ、教育に対する信頼感に応えることが期待されています。そのため、日ごろの教育活動を通して保護者や子どもたちの信頼関係を深める活動を支援するとともに、各種の法令や服務規律の遵守についても啓発を行ってまいります。

３点目は、「健やかな体を育む取り組み」についてでございます。

小学校５年生及び中学校２年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、総体的に男女とも身長に対する体重の割合が高く、肥満の割合が全道、全国平均を上回る結果となっております。子どもたちの健やかな体を育むために、家庭や地域と連携しながら発達段階に応じたさまざまな取り組みを進めてまいります。

そのため、健康な体を育む教育として、幼稚園から小学校６年生までを対象にコオーディネーショントレーニングを取り入れ、運動に対して関心を持ち、スポーツを楽しむ工夫や体を動かす楽しさを体感しながら、基礎体力を高めるための取り組みを推進してまいります。

肥満や好き嫌いの改善には、栄養教諭の指導による「食育」を通して、子どもたちの望ましい栄養摂取や当町の食文化や地場産物に対する理解を深めるとともに、医療や保健機関とも連携しながら、肥満児童、生徒の指導体制の確立を図ってまいります。

さらには、ＰＴＡ活動の活性化を図るためにも「食育」を重点テーマとして捉え、各幼稚園、学校と連携して家庭教育学級を実施してまいります。

４点目は、「豊かな心を育む教育やいじめ問題などへの取り組み」についてでございます。

子どもたちの豊かな心を育むためには、学校や子ども会活動での異年齢交流や世代間交流、自然体験学習、職場体験、清掃ボランティア活動を通して、生きることのとうとさや自然に親しみ愛護する心、環境を保全しようとする態度を育んでまいります。

子どもたちの成長と発達に伴う生徒指導につきましては、学校と保護者が一体となって取り組む活動を支援するほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の関係機関との連携、協力体制を進め、課題解決に向けた実効性のある相談体制の充実を図ってまいります。

５点目は、「羅臼町特別支援教育の推進」についてでございます。

教育・福祉・医療関係者が連携し、乳幼児の段階から義務教育の円滑な移行を図ることや「困り感」のある子どもたち一人一人の成長と発達に寄り添うために取り組みを進めております。

さらなる関係機関との連携のもとで、実態に応じた指導や支援体制の充実により、保護者支援や教育相談体制の強化を図ってまいります。

この体制の構築に当たっては、「羅臼町育ちの手帳　こんぱす」の活用が不可欠であると考えております。今後も特別支援教育主幹を中心に、子どもとその保護者、学校、関係機関との連携を強め、充実した運用を目標に掲げながら、卒業後の社会参加と自立を目指すことができるよう必要な支援体制を検討してまいります。

また、一人一人に応じた指導の充実を図るため、校長をリーダーとして、全教職員で支援する校内支援体制の構築と子ども理解の向上を図ってまいります。

６点目は、「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の推進」についてでございます。

生まれ育った郷土の歴史や文化、自然への興味や関心を深め、体験を重ねることは、子どもたちの豊かな心情や思考力の芽生えを培い、豊かな創造性を育てます。ＥＳＤの活動である「ふるさとキャリア教育」や「ユネスコスクール活動」の推進を通して、教育的な狙いを明確にした横断的な学習へとつなげるため「ＥＳＤカレンダー」の作成に取り組みます。また、立教大学ＥＳＤ研究所と連携し、持続可能な地域創生と人材育成を関係機関との連携により推進します。

７点目は、「ふるさとキャリア教育の推進」についてでございます。

現在、３年目を迎えている北海道教育委員会の研究指定を受け、幼稚園から高校までの一貫した体系的な「ふるさとキャリア教育」を、学校と地域と協働し実践しております。幼小中高一貫教育研究会の活動を通じて、子どもたちが社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育ててまいります。

８点目は、「地域全体で子どもたちの学びを支援する取り組みの推進」についてでございます。

学校は、保護者や地域住民から寄せられる意見や要望を的確に把握し、組織的、継続的に運営の改善を図り、保護者や地域の理解を深め、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。

そのため、学校経営方針に基づき行われる学校評価につきましては、子どもたちや学校の状況に関する共通理解を深めることはもちろんのこと、これからは学校と地域が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動として、文部科学省が積極的に推進する「コミュニティ・スクール」を平成３０年度以降の導入に向けて準備を進めます。

９点目は、「子育て支援・家庭教育支援の充実」についてでございます。

当町におきましても、少子化や核家族化が進行する中で子育て環境が様変わりし、過保

護や過干渉の問題、育児に対する不安を抱く若い保護者もふえており、新たな対応が求められています。各幼稚園、学校、ＰＴＡと関係機関を結びつけながら、引き続き、家庭教育学級を開催するなど、子育て支援を充実させ、問題解決に向けた取り組みを図ってまいります。

１０点目は、「情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育の推進」についてでございます。

文部科学省は、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育環境の整備を推進しております。児童生徒の学習意欲向上や授業改善の観点から有効性が確認されており、児童生徒の自発的な学びや授業効率アップにつなげるため、当町においてどのようなシステムやデジタル教材の導入がふさわしいのか検討してまいります。また、ＩＣＴ環境の基盤となるＷｉ－Ｆｉの未整備校の整備についても検討を進めてまいります。

１１点目は、「教職員の資質・能力の向上」についてでございます。

各校において開催される自主公開研究会を引き続き支援してまいります。また、幼小中高一貫教育研究会にて設定した「羅臼っ子　学習のきまり」の定着へつながるよう、「学習指導法研究会」の開催のほか、各教科部会による「授業研究」や「合同研修会」が校種間連携のもと実施されており、さらなる活性化が期待されています。引き続き、当町が取り組んできた特色ある教育の理解を深め、授業力向上に向けては、北海道教育庁根室教育局、北海道立教育研究所、北海道教育大学釧路校による指導協力を要請していくほか、道内外の先進校視察など、研修機会を充実してまいります。

１２点目は、「学校施設・設備等の整備・充実」についてでございます。

知床未来中学校の建設は、前段で述べましたとおり、平成３０年３月完成を目指して本体工事を本格的に行います。既存の施設・設備については、羅臼小学校校舎屋上の改修を引き続き実施し、その他関係諸施設の老朽化に伴う修繕を実施してまいります。

また、今後、少子化による児童数の減少に伴い教育環境の適正化について検証し、幼稚園の一園化、小学校の一校化についての考え方を示してまいりたいと考えております。

さらに、羅臼高校存続についても、一学年が２０名を切るようになると道立としての存続が危ぶまれる状況となります。

地元の子どもたちが地元で高等教育が受けられる環境を維持、継続するため、町民の皆様の協力も得て、羅臼高校の未来を考える検討会議を設置し、存続に向けた方策を検討してまいります。

次に、羅臼町の未来を拓く人材の育成について、２点申し上げます。

１点目は、「産業人材の育成」についてでございます。

次世代のまちづくりや地域の活性化には青年層の社会参加が不可欠です。各組織や産業団体、個人や企業が総合的に結びつき、協働（総働）の意識を高めながら、青年とともにまちの未来を描く活動の展開が必要であることから、羅臼町活性化ワーキンググループを初めとする地域課題に即したテーマを取り上げて活動する団体を支援してまいります。

さらには、これからの社会は国際的競争力の強化が求められており、産業構造や雇用形態に大きな変化が生じております。企業や社会において、課題探求能力を持ち、専門的な能力や技能を身につけている人材が求められています。教育もこれに対応し、基礎的、基本的な知識や技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力の育成と、それらを活用する力、すなわち「確かな学力」を育むことが必要となります。また、幼小中高一貫教育を進める中で、「ふるさとキャリア教育」や中高における「生徒会のリーダー研修会」を支援してまいります。特に羅臼高校では「知床概論」を初めとする独自の科目群が設定されており、その一つであるフードデザインを履修する生徒たちは、地域の人材や資源とかかわりを持ちながら、勤労観、職業観などを身につけていくなど、一人一人の自己の将来像確立へとつながる教育が展開されており、こうした活動を支援してまいります。

２点目は、「世界自然遺産登録地『知床』を通しての環境教育とグローバル人材の育成」についてでございます。

世界自然遺産「知床」は、特色ある水産資源や観光資源に恵まれており、「新しい産業の開発」の余地があります。こうした豊かな自然の恩恵を享受し、漁業を基幹産業とした経済活動や、営まれてきた生活文化に学び、持続可能なふるさとづくりを実現できる「地域人材の育成」が求められています。

そのためには、地域のことを十分に理解した人材育成が必要であります。我がまちならではの学習素材やフィールドを活用し、公民館や郷土資料館施設を拠点とした講座や企画展の開催を通して、羅臼の産業や文化、自然、歴史等について学習する機会の提供を図ります。

また、将来に向けて多くの外国人観光客の訪問が期待されており、国際社会に通用するコミュニケーション能力やチャレンジ精神、異文化に寛容性を持ったグローバル人材の育成につながる取り組みもあわせて推進してまいります。

次に、「地域の活性化に寄与する生涯学習の振興」「芸術文化の振興」「スポーツの振興と環境の充実の推進」について３点申し上げます。

１点目は、「地域の活性化に寄与する生涯学習の振興」についてであります。

多様化する個人の生活を背景とした学習機会の提供や学習情報の提供などとともに、地域におけるまちづくりの担い手となる人材の育成を目指した活動を町長部局や関係機関、団体等との連携で支援してまいります。

社会教育団体への活動支援につきましては、団体をリードする指導者の発掘、養成を行いながら、自主・自立を目指した継続的な支援を推進してまいります。また、情報過剰化が急速に進む一方で人間関係が希薄になり、地域の伝統や文化活動に影響を及ぼしていることを踏まえ、大人と子どもの交流を図る場の提供や青少年活動などを通じて世代間交流の推進に努めます。中でも、羅臼町子ども会育成協議会と共催する「ふるさと少年探検隊」はその根幹に当たるもので、ことしで第３５回を数えます。雄大な自然環境に抱かれながら、郷土愛や忍耐力、協調心を育てる活動を展開してまいります。

公民館図書室の読書普及活動につきましては、幼稚園や学校図書室との連携を深め、新しい図書館バスを有効的に活用し、町民にとって利用しやすい環境を整備します。

２点目は、「芸術文化の振興」についてでございます。

地域社会は、町民一人一人にとって充実した人生を送ることができる潤いと安らぎの場であることが求められています。

そのため、文化の創造と享受をつなぎ、生涯にわたり主体的に学習活動を行う人材の育成を推進します。

芸術文化活動につきましては、学習活動の発表の場として公民館ロビーやホールを有効に活用するほか、地域の特徴を生かした公民館講座の開催を初め、当町の無形文化財「郷土芸能知床いぶき樽」の普及活動を支援するなど、町民の学習・文化活動を支えてまいります。

また、羅臼町文化協会との共催により第４７回羅臼町総合文化祭を開催し、日ごろの活動成果の発表の場を提供するほか、ふれあいコンサートやふるさと体験教室などの事業を推進してまいります。

文化財につきましては、積極的な保護活動を進め、貴重なまちの文化財を後世に伝えるとともに、国の重要文化財指定となりましたオホーツク文化の「北海道松法川北岸遺跡出土品」などを教育資源、観光資源として活用を図ってまいります。

３点目は、「スポーツ活動の推進と環境の充実」についてでございます。

スポーツは、体力増進、健康保持のため、従前にも増して重要な役割を担っています。また、希薄化傾向にある人間関係や地域の連帯感を醸成するためにも、子どもから高齢者までが生涯を通じてスポーツに親しむことは、人と人との心をつなぐコミュニティづくりに大きな効果が期待されています。

これまで、羅臼町体育協会や町民体育館の指定管理者「ＮＰＯ法人羅臼スポーツクラブらいず」を中心に、町民一人一人が世代を超えた交流を深めながら、体力づくりや健康づくりの活動が効果的に行われており、引き続き環境の整備や情報の提供などを行いながら、活動を支援してまいります。

また、生涯を通じてスポーツ活動に親しむ環境づくりを促進するために、スポーツ団体及び指導者の育成、学校開放事業や子どもの体力向上事業を推進してまいります。

以上、平成２９年度教育行政の主要な方針を申し上げました。

教育委員会といたしましては、当町の持続可能な地域づくりの未来を創造する人材の育成を推進するとともに、町民の皆様が生涯にわたって豊かな学びが続けられる環境づくりに最善の努力と教育施策を着実に実行してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（村山修一君）　以上で、町長・教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は後日行います。

◎散会宣告

〇議長（村山修一君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日は午前１０時開議といたします。

あすの議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後　1時３１分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

議　　員

議　　員